

議 第 8 号 議 案

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について
国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年6月19日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 須 崎 悦 子

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担っている制度であるが、高齢者、自営業者及び所得の低い非正規雇用者が多く加入しているため、高い保険料が重くのしかかり生活を圧迫している。

国は低所得者の保険料軽減措置や国民健康保険の財政基盤強化として、全国知事会との協議の結果、2018年度以降毎年約3,400億円の財政支援を行っているが、保険料水準を協会けんぽ並みに引き下げるために必要な公費として、1兆円の財政支援の拡充が必要だという意見もあり、全国知事会、全国市長会などからは公費投入の増額が必要との要望が繰り返し出されている。

特に国民健康保険には被用者保険にはない均等割があり、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行である。子どもの均等割の減免が順次実施されているが、保険料本体は被用者保険に比べて高い水準である。

国民皆保険制度が確立した当時の首相の諮問機関である社会保障審議会では、低所得者が多く保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要がある、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告している。

しかし、1984年の国民健康保険法改正によって、国庫負担率が引き下げられ、国の負担率は約5割だったものが、現在では約3割以下に減ってきている。

さらには、県の保険料水準の統一化により、国民健康保険税の値上げが段階的に進められており、負担感はより増している。このような状況下で、安定的に国民健康保険を運営するためには、国庫負担率を高める必要がある。

よって、富士見市議会は、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
財 務 大 臣	様
厚生労働大臣	様